

雲南市ホール施設整備保全計画

令和3年3月

雲南市教育委員会

目 次

| | | |
|--------------|-----------------------------|-----------|
| 第 1 章 | 背景・目的 | 1 |
| 1-1 | 背景 | |
| 1-2 | 目的 | |
| 1-3 | 計画期間 | |
| 1-4 | 対象施設 | |
| 1-5 | 施設配置状況 | |
| 第 2 章 | 施設の目指すべき姿 | 5 |
| 第 3 章 | 施設の役割と各種分析結果 | 6 |
| 3-1 | 施設の役割 | |
| 3-2 | 現状と課題 | |
| 3-3 | 利用状況と述べ利用人数 | |
| 第 4 章 | 施設の老朽化状況の実態 | 8 |
| 4-1 | 構造躯体の健全化の評価 | |
| 4-2 | 構造躯体以外の劣化状況等の評価 | |
| 第 5 章 | ホール施設の適正化に向けた基本方針 | 9 |
| 第 6 章 | 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等 | 11 |
| 6-1 | 改修等の整備水準 | |
| 6-2 | 維持管理の項目・手法等 | |
| 第 7 章 | 整備の方針 | 13 |
| 7-1 | 計画期間中の改修等の優先順位付け | |
| 7-2 | 長寿命化の効果とコストの見通し | |
| 第 8 章 | 長寿命化の継続的運用方針 | 15 |
| 8-1 | 情報基盤の整備と活用 | |
| 8-2 | 推進体制等の整備 | |
| 8-3 | フォローアップ | |

第1章 背景・目的

1-1 背景

国は、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、翌年（平成 26 年）4 月には「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を示し、各地方公共団体に対して公共施設等総合管理計画の策定を求めました。

上記の指針を受け、雲南市では平成 27 年度に「雲南市公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）及び平成 29 年度に「雲南市公共施設等総合管理計画実施方針（第 1 次：平成 30 年度～平成 33 年度）」（以下、「実施方針」という。）をそれぞれ策定しました。これらは、公共施設等に求められる安全・機能を確保しつつ、次世代に可能な限り負担を残さない効率的・効果的な公共施設の最適な配置を実現することを目的としています。

本計画は、「実施方針」（10. 施設ごとの第 1 次実施方針 ⑩ホール施設・図書館施設・その他社会教育施設）に基づき、施設のあり方について検討した結果を具体的に示したものです。雲南市の既存ホール施設は、文化芸術のみならず社会教育、生涯学習、地域活動の中心施設として多くの市民に利用され、その振興に大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、これらはいずれも建設から 20 年以上経過した老朽化が進行している施設です。人口減少や少子高齢化が進行する中、どのようにして適正に公共施設を維持していくかが課題となっており、また、時代に合わせた利便性や機能の向上などにも対応する必要があります。さらに、近年は防災拠点としての公共施設のあり方が、行政の役割として大きく織り上げられています。地域の教育・学習や生活の場としての役割とともに、防災拠点としての役割を果たすことから、安全・安心な施設環境を確実に確保していくために、個別の整備計画を策定する必要があります。

1-2 目的

「総合管理計画」及び「実施方針」は、公共施設等のマネジメントを総合的かつ計画的に管理し、公共施設に求められる安全・機能を確保しつつ、次世代に可能な限り負担を残さない効率的・効果的な公共施設等の最適な配置を実現することを目的としております。

本計画は、上記を踏まえて雲南市のホール施設を総合的な観点で捉え、構造躯体が健全で長寿命化が可能な施設であることを前提に、適正な改修・維持管理に努めることで安全・安心な教育環境を整備し、文化芸術、社会教育、生涯学習、地域活動の拠点である文化施設の機能の維持・向上を目指し、施設を取り巻く状況を把握、分析するとともに、市民のニーズを捉え、計画的かつ効率的な維持管理、施設の利活用を検討するため、ホール施設の具体的な対応方針として策定するものです。

1-3 計画期間

計画期間は、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とします。ただし、この期間内でも社会経済情勢、国の補助制度、教育施策の状況などの動向により、柔軟に計画を見直すこととします。

| 計画名 | H28 | H30 | → | R3 | → | R7 | → | R12 | → | R37 |
|------------------|--------------------------------|-----|---|----|---|----|---|-----|---|-----|
| 「総合管理計画」 | → | | | | | | | | | |
| 「実施方針」 | (中間的な期間) (第1次) → (第2次 予定) → | | | | | | | | | |
| 「雲南市ホール施設整備保全計画」 | → | | | | | | | | | |

1-4 対象施設

下記の既存ホール施設を計画の対象とします。

| 施設名称 | 所在地 | 延床面積(※1) | 構造(※2) | 建築年次 |
|--------------------|-----------|-----------------------|--------|------|
| 古代鉄歌謡館 | 大東町中湯石 84 | 974 m ² | SRC | H3 |
| 加茂文化ホール(ラメール) | 加茂町宇治 303 | 3,702 m ² | RC | H6 |
| 木次経済文化会館(チェリヴァホール) | 木次町里方 55 | 17,043 m ² | RC | H4 |

(※1) 古代鉄歌謡館、加茂文化ホール(ラメール)：公有財産台帳を参照

木次経済文化会館(チェリヴァホール)：公有財産台帳に商業施設棟内の駐車場外(14,144 m²)を加えたもの

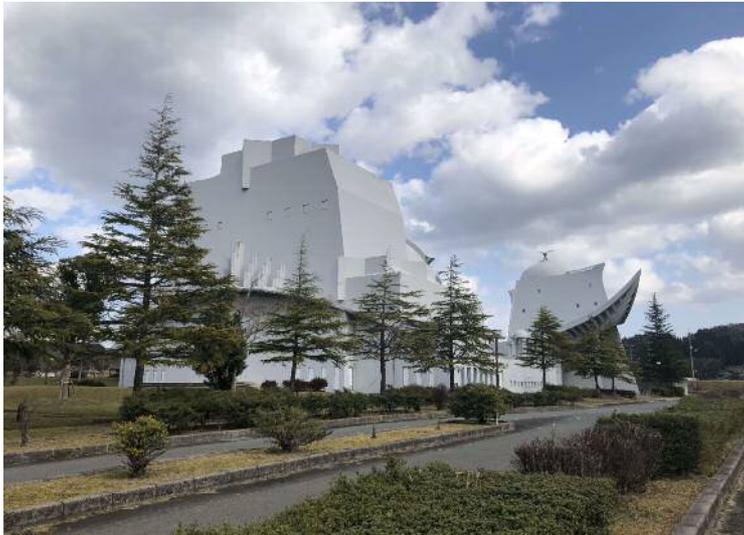
(※2) SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造 RC：鉄筋コンクリート造

| 施設名 | | 利用者数(人) | 平均稼働率(%) | 文化芸術に親しんでいる市民の割合(%) |
|--------------------|-----|---------|----------|---------------------|
| 古代鉄歌謡館 | H29 | 12,277人 | 39.0% | 43.0% |
| | H30 | 12,508人 | 40.0% | 44.6% |
| | R元 | 7,199人 | 36.0% | 42.4% |
| 加茂文化ホール(ラメール) | H29 | 57,707人 | 72.3% | 43.0% |
| | H30 | 75,913人 | 75.0% | 44.6% |
| | R元 | 51,766人 | 75.2% | 42.4% |
| 木次経済文化会館(チェリヴァホール) | H29 | 32,887人 | 58.0% | 43.0% |
| | H30 | 33,560人 | 59.0% | 44.6% |
| | R元 | 32,266人 | 51.0% | 42.4% |

※ホール施設の施策評価指数(施策マネジメントシート 参照)



古代鉄歌謡館



加茂文化ホール
(ラメール)



木次経済文化会館
(チェリヴァホール)

1-5 施設配置状況

ホール施設の配置について、基準等は特段設けられていませんが設置目的である地域の文化振興と福祉増進を図るため、より多くの市民にとって利便性が高い場所に立地している必要があります。

「加茂文化ホール（ラメール）」は国道54号沿いに、「木次経済文化会館（チェリヴァホール）」はJR木次線木次駅に隣接し、公共交通ネットワークや道路網が比較的充実している中心市街地に所在していることから、市内のどのエリアからも利用しやすいものとなっています。

「古代鉄歌謡館」は、大東町海潮の地域拠点として公共施設や福祉施設などが集積しているエリアに所在しており、中心市街地とも幹線道路や公共交通機関で結ばれています。



第2章 施設の目指すべき姿

雲南省のホール施設は、文化芸術、社会教育、生涯学習、地域活動の拠点として今後も活用されていくものであり、共生社会の実現に向け、子どもから大人まで、障がいの有無や言語・文化の違いなどにかかわらず、市民による多様な活動が行われる施設となることが求められています。

また、避難所として指定されている施設については、災害時にあっても最低限の機能を維持できるよう考慮した設備が求められています。

以上のことから、文化施設は、誰もが安心・安全・快適に利用でき、多様な市民の活動ニーズに対応できる機能を備えるよう整備していくべきものと考えます。

ホール施設の目指す方向

(1) 文化芸術振興

- 高度な文化芸術を創造、支援、育成し振興する。
(高度な芸術作品の公演や創造、アーティストの育成支援等)

(2) 地域文化振興

- 地域における文化芸術のボトムアップをはかる。
- 教育普及活動
- 文化資源や歴史資源の保護・振興
(文化団体支援、身近な練習場の整備、文化活動相談やアドバイス窓口の整備等)

(3) シティセールス

- 文化芸術をツール(道具)として、地域の情報発信、国内外へのアピール、観光集客などを旨す。
(国際的に注目される文化芸術イベント実施など)

(4) 地域活性化

- 文化芸術をツール(道具)として、地域活性化に役立てる。
- 文化を活用して地域コミュニティを形成する。
(まちづくりコンサートの実施、参加型イベント、アートNPOの支援等)

※ 公立文化会館運営ハンドブック(社団法人全国公立文化施設協会 発行) 参照

第3章 施設の役割と各種分析結果

3-1 施設の役割

雲南省のホール施設は、文化振興事業によって創出される「教育・経済・地域」等の効果により、市民のみならず方には「雲南省に住んでよかった」と実感していただき、また、市外の方々には「雲南省に住みたい」と思っていただけることを目指しています。市民の多様な芸術文化活動の場、優れた芸術文化に触れ合う場、市民の世代間交流や地域住民の交流の場など、市民の生涯学習の拠点施設として適切に整備していきます。

① 文化芸術活動の推進

地域に根ざした個性豊かな文化の創造を目指し、文化団体・サークルの活動支援や文化ボランティアの育成、さらには、市民の自主的な文化・芸術イベントの充実支援、美術展やコンサートなど、優れた芸術に触れる機会の充実に努めます。

② 生涯学習拠点施設としての充実

社会教育の重要性が求められる中、生涯学習の拠点施設として目的が達成できるよう適切な運営に努め、利用者、入館者の増進に取り組んでいます。

③ 魅力ある施設としての情報発信の充実

利用者の高齢化も進み施設の利用者数が伸び悩む中、新たな魅力ある施設活用の情報発信等、各地域のまちづくりの拠点として、適切な運営に努めています。

3-2 現状と課題

本市のホール施設は、合併前の旧町（大東町、加茂町、木次町）において建設され現在に至ります。いずれも築 26～29 年が経過し、空調設備・屋根・外壁などの経年劣化が進み、大規模改修が必要です。さらに、各ホール施設の老朽化または経年劣化が進む中、施設の長寿命化を視野に適正かつ効率的な維持管理が求められています。今後も維持修繕工事費の増大、大規模改修による修繕の必要性は否めないところではあります。

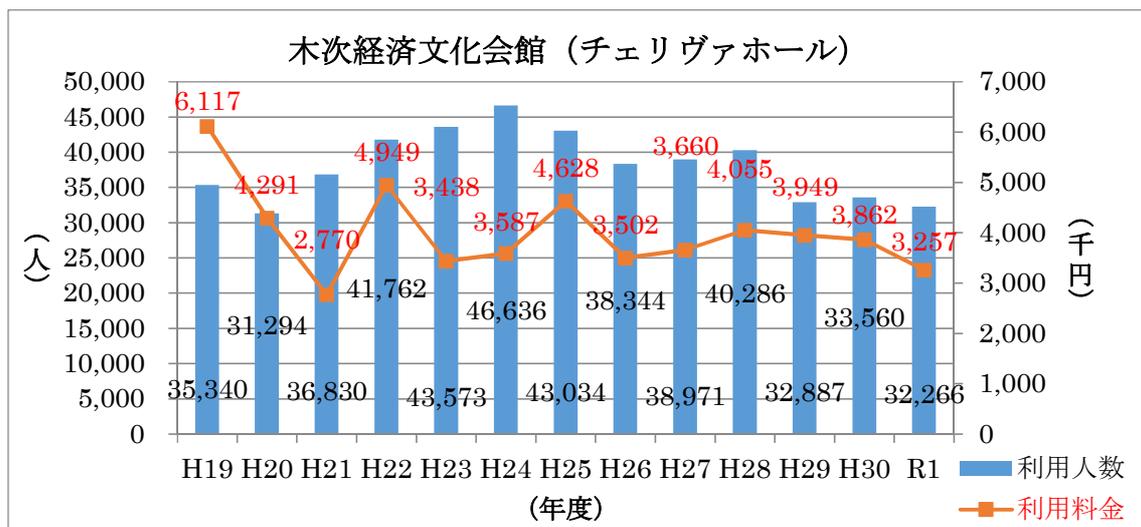
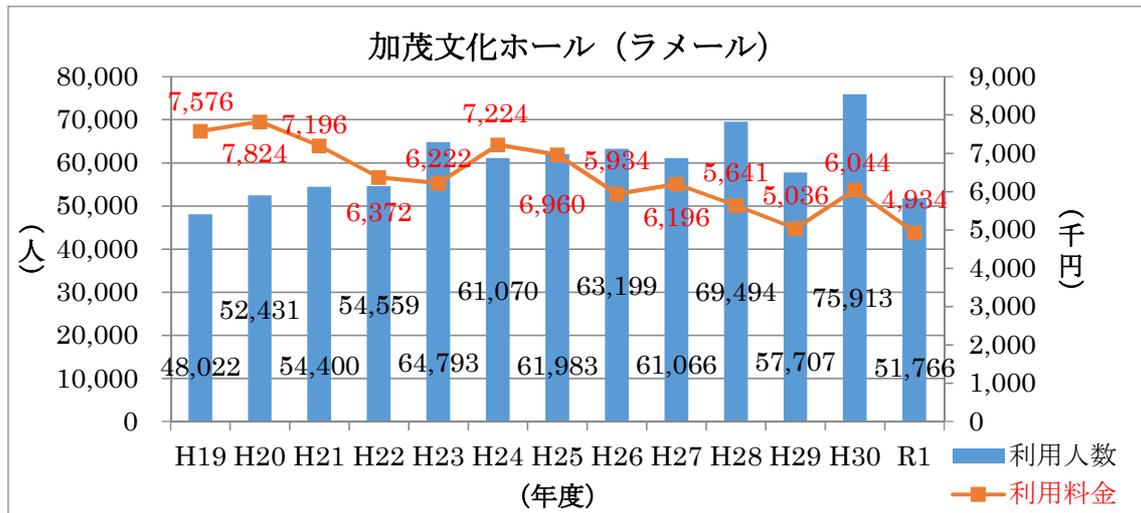
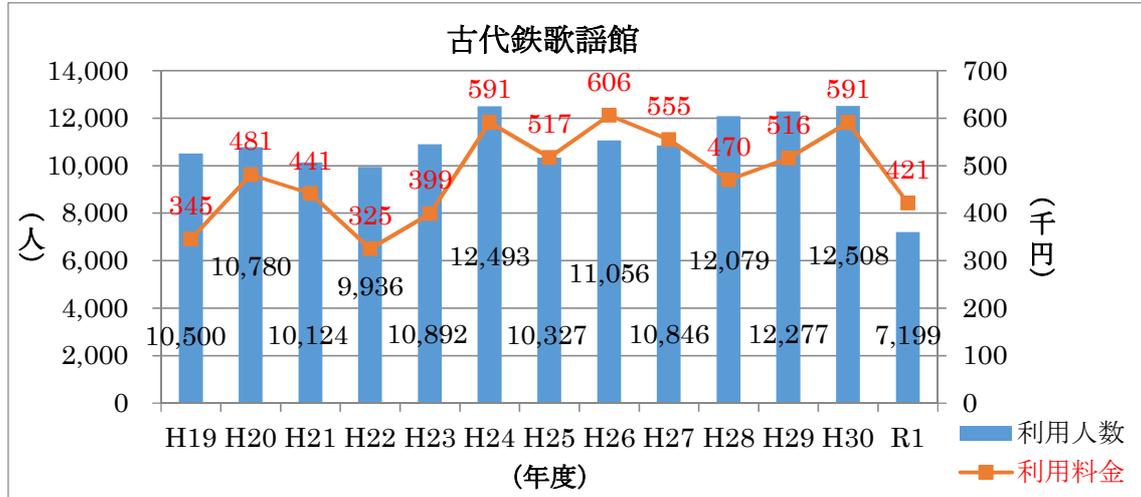
ホール施設の年間利用者数は、近年は増加傾向にありますが、今後は本市の人口減少に伴い利用者数も減少していくことが予想されます。本市の総人口は平成 17（2005）年の国勢調査の 44,403 人から減少しつづけています。全国的に人口減少が進む傾向が今後も続くと、令和 27（2045）年度には、人口は約 23,264 人と推計されています。（※1）

人口減による利用者の減少を考えた場合、事務所等の他施設との共同利用も施設存続のための手段として検討する必要があります。

（※1）「第2次雲南省総合計画 後期基本計画（R2.3 発行）」より

3-3 利用状況と延べ利用人数

利用者と利用料の推移



※ 第三セクター経営評価報告書付属資料 (R2) より

第4章 施設の老朽化状況の実態

4-1 構造躯体の健全性の評価

建物は構造躯体の健全性が確保できてはじめて長期的に使用できますが、施工時の状況、使用状況、立地環境により使用できる年数が異なるため、施設別にコンクリート強度や中性化の状況などの構造躯体に関する詳細調査を行わなければ正確に健全か否かを判断することはできません。しかし、詳細調査を実施するには多大な費用と期間を要することから、ホール施設においてはおこなわれておらず、今後の大きな課題といえますが、目視等によって推定した簡易判定により長寿命化を可とした試算上の区分判定としています。

4-2 構造躯体以外の劣化状況等の評価

| 施設名 | 劣化状況評価 (※1) | | | | | 健全度 (※2) |
|-------------------------|-------------|----|-----------|----------|----------|-------------|
| | 屋根 | 外壁 | 内部仕 上げ | 電気 設備 | 機械設 備 | |
| 古代鉄歌謡館 | C | C | B | C | D | 49 |
| 加茂文化ホール (ラメール) | D | D | C | B | D | 30 |
| 木次経済文化会館 (チェリヴァ ホール) | A | B | B | C | D | 65 |

- (※1) 劣化状況評価基準
- A 概ね良好
 - B 局所、部分的に劣化が見られ、安全上、機能上、問題なし
 - C 随所、広範囲に劣化が見られ、安全上、機能上、低下の兆しが見られる
 - D 劣化の程度が大きく、安全上、機能上に問題があり、早急に対応する必要がある

(※2) 健全度の算定方法 文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」より

| ①部位の評価点 | ②部位のコスト配分 | ③健全度 |
|---------|--------------|--|
| A 100 | 1 屋根・屋上 5.1 | 総和 (部位の評価点×部位のコスト配分) ÷ 60 ※100点満点にするためにコスト配分の合計値で割っている。 ※健全度は、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示す。 (小数点以下、四捨五入) |
| B 75 | 2 外壁 17.2 | |
| C 40 | 3 内部仕上げ 22.4 | |
| D 10 | 4 電気設備 8.0 | |
| | 5 機械設備 7.3 | |

第5章 ホール施設の適正化に向けた基本方針

「総合管理計画」の「維持、管理の適正化」に向けた取り組みをもとに、ホール施設の整備保全の基本方針を設定します。維持管理業務の効率化や経費縮減、現在の市民ニーズに応えられる施設とすることを旨とするとともに、定期的な点検と計画保全により施設の安全性確保と長寿命化を図ります。利用状況やニーズ、更新に係る費用の見込みなどに基づき、施設配置のあり方を検討することとなりますが、計画的な改修や修繕により長寿命化が図られることから基本的には既存施設を維持していくものとします。

なお、類似した機能を持つ集会施設や教育関係施設と合わせて適正な配置や施設総量を検討し、また機能の見直しを進め、集約化、複合化の検討を進めていくこととします。

「総合管理計画」との整合性

| 方針 | 総合管理計画 |
|------------|---|
| | 「維持、管理の適正化」に向けた取り組み |
| 計画的な管理への転換 | ・ 損傷などの事案の発生ごとに対応していた事後対応の管理から、致命的な損傷を予防し、健全な状態を保ちながら長く利用するといった計画的な管理への転換を図る。 |
| 点検・診断の実施 | ・ 点検、診断等の実施により施設等の劣化状況、性能を把握し、将来にわたって利用する施設等は優先順位をつけて対策を実施する。 |
| 長寿命化、健全化 | ・ 改修等により、長寿命化、健全化を図ることにより施設等を健全な状態に保ち、使用年数を延長することで整備から維持管理、撤去までの生涯費用の縮減、平準化を目指す。 |
| 安全性、機能の確保 | ・ 点検、診断等の結果、老朽化等により安全性、機能が低下している施設については緊急性、必要性を十分に検討し、優先順位をつけて耐震化、長寿命化等の対策を実施し、安全性の確保に努める。 ・ 対策を行っても安全性、機能の確保が見込めず、サービスの提供が困難と判断される施設等については、原則閉館とし、機能については他の施設等へ集約するなどし、機能の確保に努める。 |
| 新技術、新制度の導入 | ・ 新たな技術、制度について積極的な情報収集、導入の検討を行い、整備の初期費用のみでなく、維持、管理経費の縮減およびサービスの向上を目指す。 |
| 民間活力の活用 | ・ 民間活力の活用を検討し、維持、管理に関する民間のノウハウの導入を促し、維持、管理経費の縮減、サービスの向上を目指す。 |
| 管理情報の一元化 | ・ 保有施設等の正確な情報の収集に努め、施設等に関する情報の一元化を図ることで、計画及び将来推計情報の精度の向上を図りながら、計画的な維持、管理を実施する。 |

整備保全計画の基本方針

1. 構造躯体が健全であるホール施設は適切に修繕を行い、長寿命化対策を行います。
2. 3年に一度の「建築基準法 12 条点検」だけでなく「自主点検」を実施し、劣化状況や性能の把握に努めます。
3. 予防保全により施設の耐久性向上とサービス機能の維持が行えるよう、改修や修繕計画を立案します。
4. 安全性や機能が低下していると判断された施設については、速やかに詳細調査を行ったうえで適切に対応し、施設保存を図ります。
5. 施設整備の際には、再生可能エネルギー利用や省エネルギー機器導入など維持管理経費削減の検討を行います。
6. 設備更新等において、可能な範囲内の民間活力の活用を検討します。
7. 施設毎カルテの作成・更新など、施設整備費の把握、修繕・改修メニューとその時期が管理できる仕組みを検討します。

① 長寿命化の方針

従来の頻度での施設の建替えや新築による市民サービスの維持は、財政負担を圧迫することとなり、非常に困難です。そこで、日ごろから点検により躯体や設備の状態を把握し、計画的・保全的な修繕や機能向上を図る改修を行うことで施設を長寿命化しながら、市民サービスを維持していく必要があります。

耐用年数の考え方は、「総合管理計画」ではその推進のための基準として建築物（行政財産）の場合「築 30 年で大規模改修、60 年で更新」とされています。当該ホール施設についても、目標耐用年数に近づけるよう長寿命化対策を進めることとします。

② 目標使用年数、改修周期の設定

ホール施設の目標使用年数は、「建築物の耐久計画に関する考え方」（日本建築学会）を参考とし、構造別に以下のように設定します。なお、鉄筋コンクリート造については、今後において構造躯体詳細調査を実施し、最終的にはその調査結果に基づいて設定するものとします。また、鉄骨鉄筋コンクリート造については、正確には柱脚や仕口等の状況を把握し、長寿命化改修の可否を確認する必要がありますが、今後においても鉄筋コンクリート造と同様に 80 年の長寿命化改修が可能として設定します。

目標使用年数

| 構造種別 | 目標使用年数 | 大規模改修の周期 | 長寿命化改修の周期 |
|--------------------------|--------|-------------|-----------|
| 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 | 80 年 | 築 20 年／60 年 | 築 40 年 |

整備方法と整備内容

| 整備内容 | 整備方法 | 新築 | | 大規模 | | 長寿命 | | 大規模 | | 改築 |
|--|------|----|----|-----|----|-----|----|-----|----|----|
| | 経過年数 | 0 | 10 | 20 | 30 | 40 | 50 | 60 | 70 | 80 |
| 外壁、屋上防水 | | | | ● | | ● | | ● | | |
| 内装、配管、配線 | | | | △ | | ● | | △ | | |
| 空調機器、熱源 | | ○ | | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ | |
| 衛生機器、空調ダクト | | | | | | ● | | | | |
| 受変電設備、昇降機 | | | | | ● | | | ● | | |
| 照明設備、防災設備 | | | | ● | | ● | | ● | | |
| 長寿命：長寿命化改修 大規模：大規模改修 ●：全面改修または更新 ○点検・補修 △：一部改修 | | | | | | | | | | |

第6章 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等

6-1 改修等の整備水準

各施設に求められる機能や役割により整備水準は異なりますが、目指すべき姿の中で触れている「誰もが安心・安全・快適に利用できる」施設として求められる整備水準として、以下のとおり整理します。

| 分類 | 部位 | 整備水準 |
|-------|--------|-----------------------------|
| 外部仕上げ | 屋上 | 防水層の全面張替 |
| | 外壁 | 外壁材の塗替・張替または落下防止措置 |
| 内部仕上げ | 内装材 | アスベスト含有建材の除去 |
| | バリアフリー | 段差解消、手すりの設置 |
| | サイン | ユニバーサルデザインの採用 |
| 電気設備 | 照明機器 | LED化 |
| 機械設備 | トイレ | ドライ化、洋式化、多目的トイレの増設 |
| | 空調設備 | 高効率機器の導入 |
| | 舞台関係設備 | 舞台照明設備のLED化 省メンテナンス機器の導入 |

6-2 維持管理の項目・手法等

建築基準法第 12 条に基づく定期点検や日常点検、設備ごとの法定点検などにより、不具合の早期発見、早期対応に努めるとともに、予防保全として計画的な修繕・改修を行い、健全な状態で長く使用することを目指します。

敷地及び構造については建築基準法第 12 条に基づく定期点検の周期である 3 年ごと、その他の設備等は毎年、点検を実施します。

① 点検業務

建築基準法第 8 条では、建築物等の維持保全について「建物の所有者、管理者または占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない」と定めています。

点検には、法律によって一定期間毎に行うことを義務付けられている法定点検とそれ以外に施設管理者等が建築物の異常・劣化を目視等にて調査する自主点検があります。法定点検は、建築物の規模や設備の性能等から対象となるものを規定しており、機能・性能の維持に欠かせず計画的に実施する必要があります。

また、自主点検については、不具合個所の早期発見が重要であるため、法定点検と同様に実施する必要があります。いずれも機能・性能の維持には欠かせないことから、計画的かつ着実に実施する必要があります。

(法定点検)

ホール施設は、建築基準法第 12 条により建築物の構造等について 3 年に一度、有資格者により損傷、腐食その他の劣化状況を点検することが定められています。また、このほかにも消防法、電気事業法、水道法等により点検があり、設備点検は建築基準法第 12 条点検でも、建築設備、防火設備の点検が義務付けられています。法定点検については建築士、その他有資格者等が、定められた時期に規定項目に従い点検を実施し、県知事へ報告します。

(自主点検)

自主点検には、日常業務の中で建て門が安全な状態にあるか常に意識して実施する「日常点検」と、イベント前、梅雨入り前、台風の時期など日常業務で確認できない場所を含めて実施する「周期点検」があります。

自主点検については施設職員が不具合個所報告&対応記録シート点検のポイントを用いて実施し、教育委員会に報告します。また、専門業者が第 12 条点検に併せて施設毎に劣化調査を行い、記録・報告します。

② 点検結果の活用

教育委員会は、法定点検及び自主点検の結果報告を基に状況を把握し、ホール施設毎に取りまとめ、施設の基礎情報や劣化度の評価、工事履歴等の記録を蓄積します。点検結果の中で予防安全が必要となる部位・部材については、各種点検結果に基づきその対策を実施していき、ホール施設の効率的な維持管理に繋げていきます。

第7章 整備の方針

7-1 計画期間中の改修等の優先順位付け

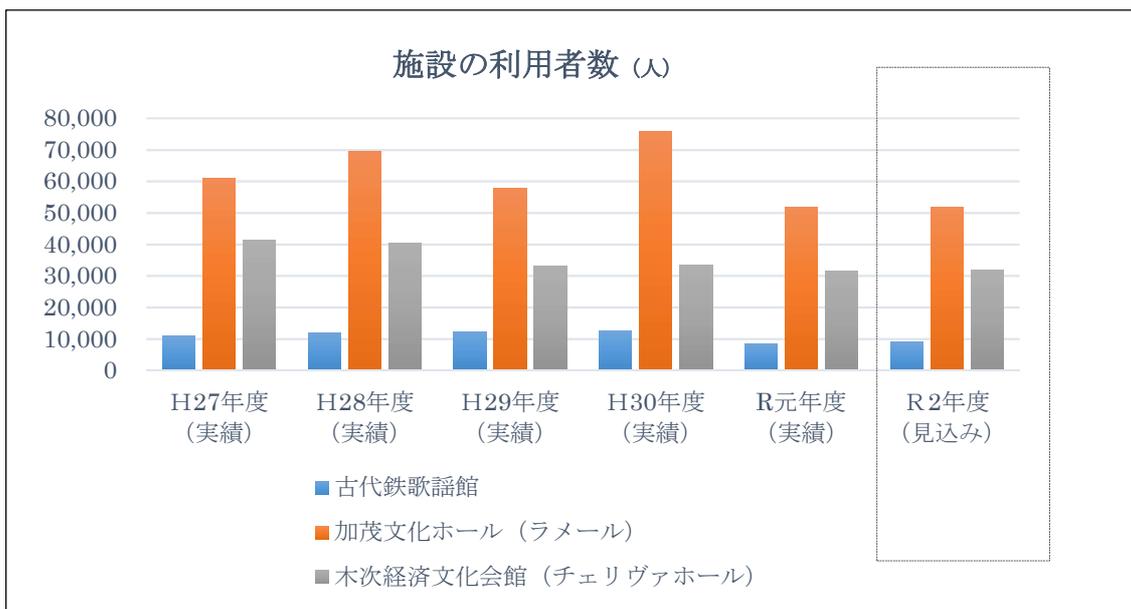
本計画策定後の本市におけるホール施設の整備にあたっては、下記2点の実現を目指していきます。

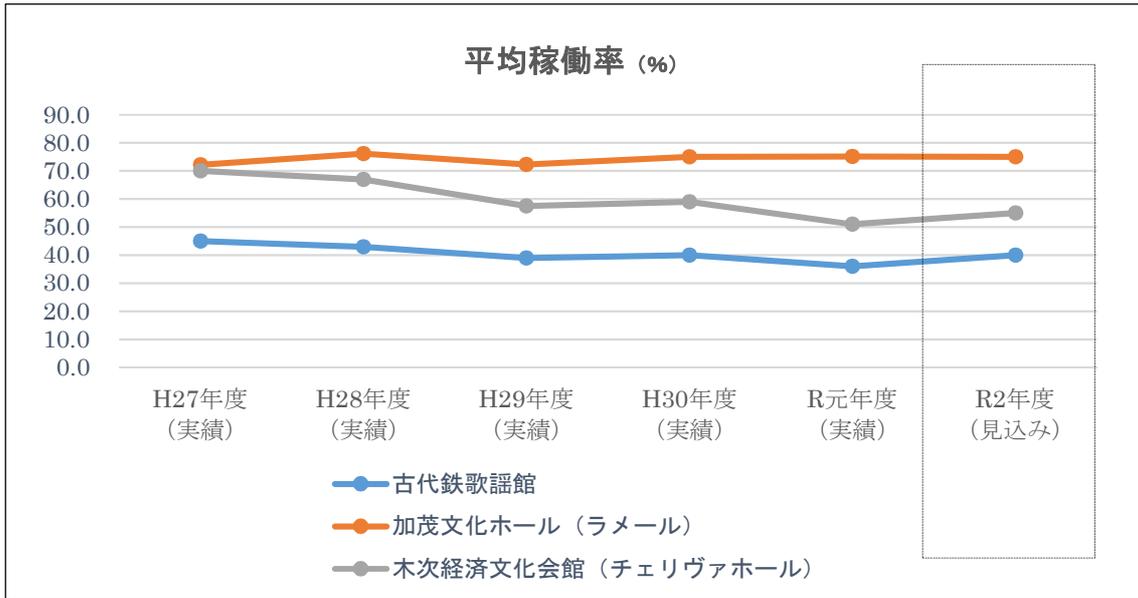
- 1) 誰もが安心・安全・快適に利用できる施設
- 2) 多様な市民の活動ニーズに対応できる施設

これらの実現のために新たな施設を整備することは困難が予想されることから、大規模改修をおこない安全性の確保と長寿命化を目指します。また「実施方針」に添って、施設の効率的配置や総量の適正化に向け検討を進めていきます。

7-2 長寿命化の効果とコストの見通し

「実施方針」では、「ホール施設は、類似施設が複数存在するため、市全体における効率的配置と機能集約を図り、必要ないものは廃止若しくは譲渡を検討する。加茂文化ホール（ラメール）雲南市木次経済文化会館（チェリヴァホール）については、当面、経費削減に努め、現状の管理方法での運営とするが、同種別施設間での事業の持ち方等、さらなる効率的な運営の検討が必要である。古代鉄歌謡館については、当面、経費削減に努め、他の施設に比べて利用が少ない状況であり、より効率的な管理運営方法について検討する。」とされています。また、施設毎の第1次方針として「引き続き更なる効率的な管理運営に努め、大規模な改修等が必要になる段階で配置についてその方針を定める」とされています。





本計画期間である令和 12 (2030) 年度までを見据えた場合、いずれのホール施設も長寿命化の改修を検討すべき時期にさしかかっています。雲南市では、令和 2 年度から木次経済文化会館 (チェリヴァホール) の大規模改修事業を実施しております。

加茂文化ホール (ラメール) は施設の利用者数及び平均稼働率が高く、地域文化の拠点施設としての中心的役割を担っています。一方で古代鉄歌謡館は平成 27 年度以降、利用者数及び平均稼働率ともに下降傾向にあります。これらの状況を踏まえ、ホール施設の配置のあり方について検討を行っていきます。

コスト面については、長寿命化改修を実施することにより高効率な設備の導入がなされることで省エネ化などが図られ、現状より光熱水費や修繕費といった施設関連経費を抑える効果が期待できます。

ホール施設の管理運営費及び利用人数によるコストの状況

| 施設名 | 管理運営費 (千円) | 管理運営費と総延床面積 1㎡当たりのコスト (円) | 管理運営費と利用者 1人当たりのコスト (円) |
|---------------------|---------------|------------------------------|----------------------------|
| 古代鉄歌謡館 | 9,305 | 9,553 | 1,293 |
| 加茂文化ホール (ラメール) | 46,608 | 12,590 | 900 |
| 木次経済文化会館 (チェリヴァホール) | 52,179 | 3,062 | 1,617 |

※ 令和元年度の利用者及び管理運営費をもとに算出

第8章 長寿命化計画の継続的運用方針

8-1 情報基盤の整備と活用

公有財産台帳を主とする施設の基本情報、光熱水費を初めとする施設関連経費、工事・修繕の履歴や日常点検の結果等の情報を蓄積し、計画的・保全的修繕や長寿命化改修の実施内容の検討等に活用していきます。

8-2 推進体制等の整備

文化施設所管課は、日常点検報告等を通じた不具合箇所の早期発見・対応、修繕の計画的実施による予防保全に努めるとともに、長寿命化改修の検討や実施にあたっては、「総合管理計画」に基づく全庁的な体制の中で対応を図っていきます。

8-3 フォローアップ

個別施設計画の推進に当たっては、定期点検等で得られた新たな情報や知見、利用者や地域住民、関係者等からのご意見、社会情勢などを踏まえて、計画期間内でも継続的に内容を見直し、随時反映してまいります。